

S N S 運用規程

(エネックス株式会社)

令和 8 年 10 月 1 日 制定

第一条 (目的)

本規程は、エネックス株式会社（以下、「当社」という。）がソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「S N S」という。）を活用し、事業の周知及び情報発信活動において、適正かつ安全な運用を確保することを目的とする。

第二条 (基本方針)

- 1 当社の S N S 運用は、事業の円滑な実施及び社会的認知の向上に資することを旨とする。
- 2 発信内容は、公益性、中立性及び公平性を確保し、誤解を招くことのないよう十分配慮する。
- 3 運用にあたっては、法令、定款、内部規定及び社会的規範を遵守する。
- 4 S N S による広告収入等の収益化は行わず、事業の周知活動として無償で運用する。

第三条 (運用範囲)

S N S において発信する内容は、原則として以下に限定する。

- 1 当社が展開する事業や取り扱い製品、サービスの紹介
- 2 イベント等の案内
- 3 当社の活動紹介
- 4 その他、運用管理責任者が適当と認めた事業に関連する事項

第四条 (禁止事項)

次の各号に該当する発信は、これを行ってはならない。

- 1 特定の政治的・宗教的主張又は活動に関する内容
- 2 個人情報又は機密情報の漏洩
- 3 第三者の権利（著作権、肖像権、商標権等）を侵害する内容、又は氏名、写真、談話等を権利者の同意なく使用する内容
- 4 社会秩序を乱す表現（暴力、賭博、麻薬、売春等を肯定・美化する表現、わいせつな表現、差別的・残虐な表現等）
- 5 投機又は射幸心をあおる表現
- 6 非科学的又は迷信に類するもので、閲覧者に不安を与える恐れのある内容

- 7 名誉毀損、プライバシー侵害、信用毀損又は業務妨害となるおそれのある内容
- 8 他者の著作物からの引用比率が高いもの、又は他のサイトのリライト・盗用に該当するもの
- 9 誤解を招く表現又は事実と反する情報

第五条（運用体制）

- 1 SNS運用管理責任者（以下「運用責任者」という。）は経営総務部 部長とする。
- 2 実務担当者（以下「担当者」という。）は、運用責任者が経営総務部員の中から指名する。
- 3 運用責任者は、担当者の指導監督を行うとともに、投稿内容の最終確認及び承認の責を負う。
- 4 運用責任者及び担当者は、定期的にSNS運用に関する留意事項を確認し、適正な運用に努めるものとする。
- 5 複数名によるチェック体制を確保するために、投稿前の確認は担当者及び運用責任者の双方で行うことを原則とする。

第六条（投稿手続）

- 1 担当者は、投稿案（原稿）を作成し、事実関係、引用元、写真・動画の権利関係等について自ら確認する。
- 2 関係者の写真、活動内容等を掲載する場合は、事前に本人又は権利者の同意を得る。
- 3 担当者は、作成した投稿案を運用責任者に提出し、第三条及び第四条に照らした内容確認及び承認を受ける。
- 4 運用責任者の承認後、担当者はSNS上で下書きを作成し、本公開を行う。
- 5 本公開後、担当者及び運用責任者は、表示状態、誤字脱字、リンク先等を速やかに確認する。
- 6 投稿後一定期間は、コメント、リアクション等の状況について定期的に確認し、不適切な反応等が認められた場合は第八条及び第九条に基づき対応する。

第七条（個人情報及び権利保護）

- 1 個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守する。
- 2 写真、動画、文章等の掲載にあたっては、事前に本人又は権利者の同意を得るものとし、肖像権、著作権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払う。
- 3 同意取得の事実、投稿に係る記録とあわせて適切に管理する。

第八条（コメント等への対応）

- 1 SNS 上のコメント等への個別の返信は、必要最小限とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する投稿については、事前の通知なく削除又は非表示することができる。
 - （１）法令又は公序良俗に反するもの
 - （２）特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損するもの
 - （３）差別的、わいせつ、暴力的その他不快感を与える表現を含むもの
 - （４）第三者の著作権、商標権、肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害するもの
 - （５）なりすまし、虚偽の情報の発信又は意図的な拡散に該当するもの
 - （６）政治活動、選挙活動、宗教活動、又はこれらに類似するもの
 - （７）犯罪に結びつくもの、又はその恐れのあるもの
 - （８）アフェリエイト、広告、宣伝、勧誘等を目的とするもの
 - （９）各 SNS 運営会社の利用規約又は禁止事項に違反するもの
 - （１０）その他、公式アカウントの運営を妨げ、又は運用責任者が不適切と判断するもの

第九条（緊急時対応・炎上対応）

誤情報の発信、第三者からの抗議の集中（いわゆる炎上）その他の緊急事態が生じた場合には、次の各号に従い対応する。

- （１）担当者は、事態を覚知した時点で直ちに運用責任者に報告する。
- （２）運用責任者は、必要に応じて当該投稿の訂正又は削除を指示し、事実関係を確認のうえ、対応方針を決定する。
- （３）状況に応じて速やかに対応し、重大な影響が生じるおそれがある場合は、関係部署と協議のうえ、公式な説明又はお詫びの掲載等の対応を行う。
- （４）事案収束後、運用責任者は再発防止策を検討し、必要に応じて本規程及び関連手続きを見直すものとする。

第十条（記録管理）

投稿内容、承認記録、同意取得記録及び緊急対応の経過は、必要に応じて記録・保存を行い、関連各所への説明に備える。

附 則

この規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

以 上